平成２３年（フ）第２６４号
長野県大町市大町957番地８
債務者　町田登貴子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６８号
長野県塩尻市大字広丘堅石125番地62
債務者　武田　和史
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８６号
岐阜県本巣市上真桑2258番地74
債務者　西垣　智美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
岐阜県可児市下恵土177番地２
債務者　松本　道男
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２４８７号
名古屋市瑞穂区東栄町１丁目４番地　ジュネス瑞穂104号
債務者　柴田　和顕
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０５号
名古屋市中区栄１丁目25番28号　丸美シャトー白川203号
債務者　間瀬　淳生
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２１号
愛知県あま市本郷三反地100番地４
債務者　林　　恵子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０号
大津市美空町１番18―405号、前住所大津市真野２丁目28番１―701号
債務者　酒田　千春
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６７号
滋賀県守山市伊勢町641番地　Ｔ－ＳＱＵＡＲＥ－Ｂ202号、前住所滋賀県湖南市三雲960番地
債務者　川橋　裕輝
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８９号
滋賀県湖南市石部が丘１丁目２―22―207、前住所滋賀県湖南市菩提寺1491番地301
債務者　松浦　照章
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９３号
滋賀県草津市馬場町207番地21、前住所滋賀県草津市東矢倉３丁目35番37号
債務者　らーめん沖縄そばひとしこと　國松　仁
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９４号
滋賀県草津市馬場町207番地21、前住所滋賀県草津市東矢倉３丁目35番37号
債務者　國松　有紀
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９６号
滋賀県草津市青地町747番地１　サンライズ青地Ａ―203
債務者　松島　由佳
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９９号
滋賀県栗東市小野４番地59
債務者　山田　雅美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
大津市秋葉台11番Ｂ―503号
債務者　倉橋　ゆり
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２６号
大津市皇子が丘１丁目14番23号
債務者　川井　正和
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２９号
大津市萱野浦17番17号、前住所京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町17番地の７
債務者　亀元美津子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３３号
滋賀県湖南市石部東１丁目２番５―201号
債務者　川平　幸亮
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部